

「前文」及び「第1章 総則」に関する改正意見についての現行条文との対照表

ご提出いただいた「前文」及び「第1章 総則」に関する具体的な改正意見について、現行の条文との対照表を作成いたしました。

討議員からの改正意見	現行の条文
<p>(前文)</p> <p>小諸なる古城のほとり雲白く遊子悲しむ、と文豪島崎藤村に詠われた私たちのまち小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流を望む自然豊かな高原の城下町です。</p> <p>今日まで先人たちのたゆまぬ<u>さまざま</u>な努力により個性あふれる地域社会が築かれてきましたが、<u>そこにさまざま</u>な問題が生じたことも否定できません。</p> <p><u>そこで</u>、私たちは、先人たちの<u>築いた</u>個性あふれる地域社会の<u>さまざまな問題</u>を解決しつつ、更に「生きがい」「働きがい」「住みがい」のある<u>まちに育て</u>上げていかなければなりません。</p> <p><u>私たちは</u>、だれもが生き生きと<u>した</u>地域社会をめざして、<u>市民それぞれの</u>知恵と工夫と参加によって、<u>小諸市民に多様</u>な公共サービスが展開されるよう<u>な自</u>治を目指します。</p>	<p>(前文)</p> <p>小諸なる古城のほとり雲白く遊子悲しむ、と文豪島崎藤村に詠われた私たちのまち小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流を望む自然豊かな高原の城下町です。</p> <p>今日まで先人たちのたゆまぬ努力により<u>豊かな自然が守られ</u>、<u>歴史、文化、産業が生まれ</u>、<u>多様で個性あふれる</u>地域社会が築かれてきました。</p> <p>私たちは、先人たちが<u>守り育ててきた</u>ものを大切にし、更に「生きがい」「働きがい」「住みがい」のある<u>まちづくりを進めて</u>いかなければなりません。</p> <p>いまわが国では、だれもが生き生きと<u>暮らし続けていける</u>地域社会をめざして、<u>人々の暮らしにより近い自治体に</u>できる限りの行財政の権限を移し、<u>人々の知恵と工夫と参加によって</u>、<u>地域に最も</u>ふさわしい公共サービスが<u>多様な姿で</u>展開されるように、<u>国のかたちを新しい</u>かたち「分権型社会」に創り直す取り組みが進められています。</p>

私たちは、自分たちのまちは自分たち
でつくるために市民のみならず、市民活
動団体や区などの重要な地域自治組織
と共に、まちづくりを考えていきます。

市議会や市長をはじめとした市の執
行機関も、市の業務委託を受けた運営団
体も、市政運営における多種多様な責任
を果たしていく必要があります。

めざすべき新しい小諸を実現してい
くためには、多くの困難がありますが、
未来の小諸の人々のために、私たちは強
い決意をもって乗り越えていきます。

ここに私たちは、市民一人ひとりが自
治の主体であることを自覚するととも
に、自らの意思と責任において主体的に
行動し、お互いに尊重され尊重する暮ら
しやすい地域社会を協働でつくること
を自治の基本理念とし、小諸市の自治の
更なる発展をめざして小諸市自治基本
条例を制定します。

(前文)

私たちは、自分たちのまちは自分たち
でつくる「分権型社会」をこの小諸の地
で推進していくため、これまで自治の担
い手として重要な役割を果たしてきた
市民活動団体や区などの地域自治組織
と共に、自治の新たなあり方を模索する

私たちは、自分たちのまちは自分たち
でつくる「分権型社会」をこの小諸の地
で推進していくため、これまで自治の担
い手として重要な役割を果たしてきた
市民活動団体や区などの地域自治組織
と共に、自治の新たなあり方を模索する
道を進みはじめました。市議会や市長を
はじめとした市の執行機関も、市政運営
における新たな責任を果たしていく必
要があります。

めざすべき新しい小諸を実現してい
くためには、多くの困難がありますが、
未来の小諸の人々のために、私たちは強
い決意をもって乗り越えていかなけれ
ばなりません。

ここに私たちは、市民一人ひとりが自
治の主体であることを自覚するととも
に、自らの意思と責任において主体的に
行動し、互いに暮らしやすい地域社会を
協働でつくることを自治の基本理念と
し、小諸市の自治の更なる発展をめざし
て小諸市自治基本条例を制定します。

(前文)

私たちは、自分たちのまちは自分たち
でつくる「分権型社会」をこの小諸の地
で推進していくため、これまで自治の担
い手として重要な役割を果たしてきた
市民活動団体や区などの地域自治組織
と共に、自治の新たなあり方を模索する

<p>道を歩みはじめました。市議会や市長をはじめとした市の執行機関も、市政運営における新たな<u>自らの</u>責任を果たしていく必要があります。</p>	<p>道を歩みはじめました。市議会や市長をはじめとした市の執行機関も、市政運営における新たな責任を果たしていく必要があります。</p>
<p>(条例の位置付け)</p> <p>最高規範としての位置付けになっているが、他の条例・規則等の制定・改廃に際し、整合が図られているのか、<u>チェックするための条文がない</u>。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守します。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。</p> <p>3 市議会及び市の執行機関は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 住民 本市の区域内に住所を有する人(定住外国人を含む。)をいいます。</p> <p>(3) 市民活動団体 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 住民 本市の区域内に住所を有する人(定住外国人を含む。)をいいます。</p> <p>(3) 市民活動団体 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます。</p>

<p>(4) 区 本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき<u>市の執行機関と連携を保ちながら</u>主体的に活動する地域自治組織をいいます。</p>	<p>(4) 区 本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2章にも関わってくるが、「区」と「市の執行機関」との関わりについて、もっと明記すべきである。</p> <p>区は、各地域のコミュニティーとしての自主的活動と共に、<u>市の業務についても委託を受け、執行機関業務の一部を代務している</u>ので、関係する条文の中で具体的に明記すべき。</p>	
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 住民 本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む。）をいいます。</p> <p><u>(4) 区 本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。</u></p> <p><u>(3) 市民活動団体 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 住民 本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む。）をいいます。</p> <p><u>(3) 市民活動団体 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます。</u></p> <p><u>(4) 区 本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。</u></p>